

会 議 記 録

会議名称	第39回杉並区環境清掃審議会	
日時	平成21年12月9日(水)午後2時～午後4時13分	
場所	区役所 中棟5階 第3委員会室	
出席者	委員名	丸田会長、青山委員、石川委員、岸委員、安斉委員、夏目委員、木村委員、岩島委員、田中委員、山室委員、松木委員、櫻田委員、内藤委員、境原委員、大澤委員、小池委員、井上委員 (17名)
	区側	環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、一部事務組合担当部長、一部事務組合担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、建築課長、みどり公園課長
傍聴者数	3名	
配付資料等	事前	「杉並清掃工場建替事業」に係る環境影響評価について 路上喫煙防止指導過料徴収の実績について 「環境博覧会すぎなみ2009」の実施結果等について 資源持ち去り業者の公表等について 杉並区みどりの基本計画への取組みについて(報告)
	当日	席次表 第39回杉並区環境清掃審議会 次第 路上喫煙に対する指導状況について 資源持ち去り業者の公表等について
会議次第	第39回杉並区環境清掃審議会 1 会長挨拶 2 第38回会議録(案)の確認 3 審議内容 意見聴取 (1)「杉並清掃工場建替事業」に係る環境影響評価について 報告事項 (2)路上喫煙防止指導過料徴収の実績について (3)「環境博覧会すぎなみ2009」の実施結果等について (4)資源持ち去り業者の公表等について (5)杉並区みどりの基本計画への取組みについて 4 その他 5 次回の開催予定	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 主要な発言 および 会議の内容 </p>	<p>第39回杉並区環境清掃審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課長挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・東京二十三区清掃一部事務組合からの出席者紹介。 2 会長挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・第38回杉並区環境清掃審議会会議録(案)の確認、(案)を取る。 3 審議内容 意見聴取 <ol style="list-style-type: none"> (1)「杉並清掃工場建替事業」に係る環境影響評価について 報告事項 (2)路上喫煙防止指導過料徴収の実績について <ul style="list-style-type: none"> ・過料徴収の実績については、平成21年11月15日までに現金による徴収で75件、現金徴収ができなかった場合の納付書での扱いが30件あった。 (3)「環境博覧会すぎなみ2009」の実施結果等について <ul style="list-style-type: none"> ・来場者は昨年より約500名多かった。区民センターが使えない期間は環境博覧会は休むということを実行委員会では決定した。 (4)資源持去り業者の公表等について <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づき刑事告発者4名を含む10名の資源持ち去り業者の氏名等を公表した。 (5)杉並区みどりの基本計画への取組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区みどりの基本計画検討委員会」の提言をもとに改定計画案を作成し、区民意見の提出手続を経て、22年度前半には計画案をまとめて公表していく予定。 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の策定について、22年度の政府予算、及び新たな法制度、さらには税制なども踏まえて、検討が必要であると考えている。 9月に委員の皆様にお示したスケジュールよりも、策定がおくれているが、審議会委員の皆様方のご意見、また幅広くパブリックコメントにより、区民意見を反映させた上で策定をしていきたい。 6 次回の開催予定 <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月20日(水)午後2時、開催予定。
--	---

<p>発言者 環境課長</p>	<p>第39回環境清掃審議会発言要旨 平成21年12月9日(水) 発言要旨</p>
	<p>定刻になりましたので、環境清掃審議会を開催させていただきます。 開会に先立ちまして、私、環境課長から委員の皆様方の出席状況についてご報告をさせていただきます。今現在、出席数17名でございます。事前に欠席の報告をいただいております方は3名でございます。過半数の定足数に達しておりますので、この会議は有効に成立をさせていただきます。 なお、本日の傍聴希望者でございますが、1名でございます。 それでは、報告事項に関する資料の確認をさせていただきます。 まず、事前配付させていただきました資料でございますが、1つ目といたしまして、「杉並清掃工場建替事業にかかわる環境影響評価について」、緑色の計画書とともにご配付をさせていただきます。 2つ目といたしまして、「路上喫煙防止指導過料徴収の実績について」。 3つ目といたしまして、「環境博覧会すぎなみ2009の実施結果等について」。 4つ目ですが、「資源持ち去り行為者の公表について」。 最後5つ目、「杉並区みどりの基本計画への取組みについて」でございます。 また、本日席上配付させていただきました資料でございますが、路上喫煙指導にかかわる資料と「資源持ち去り行為者の公表について」、差し替え資料をご用意いたしましたので、そちらのほうをご確認いただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
<p>一部事務組合担当部長</p>	<p>どうぞよろしくお願申し上げます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>施設建設部計画推進課長。</p>
<p>一部事務組合担当課長</p>	<p>よろしくお願いたします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>同じく推進担当課長。</p>
<p>一部事務組合担当課長</p>	<p>よろしくお願いたします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>皆様にお越しいただきました。ご紹介申し上げます。 後ほど、私から環境影響評価についてご説明をさせていただいた後、お手元でございます緑色の調査計画書についてお話を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>それでは、会長、議事進行をよろしく願いいたします。</p> <p>皆様方、こんにちは。12月で大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第39回の杉並区環境清掃審議会を開催いたします。</p> <p>事務局からご案内ございましたように、本日は、「杉並清掃工場建替事業に係る環境影響評価」ということで、都から区長のほうにいろいろ意見が求められているということでございますので、報告事項ということとまた違うジャンルで、細かい点、私、わかりませんが、意見聴取という形で都のほうにお答えする区長案というものがございますから、それを審議していただくということが主たる目的になっております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>では最初に、「第38回環境清掃審議会の会議録（案）」につきまして、事前に配付させていただいておりますが、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>特にございませんでしょうか。事前にご覧になっていただいておりますので、よろしいですかと思います。</p> <p>では、「（案）」を取らせていただきます。</p> <p>では、内容に入りまして、意見聴取、「杉並清掃工場建替事業に係る環境影響評価について」ということでございます。先ほど環境課長からお話ございましたように、まず環境課長、それから都のほう、それから場合によっては清掃管理課長ですか、ご説明のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>はい、環境課長。</p> <p>それでは、私から、意見聴取ということで、杉並清掃工場建替事業にかかわる環境影響評価手続についてご説明を申し上げます。</p> <p>既にご案内のとおり、杉並清掃工場につきましては、昭和57年度の竣工から26年が経過し、施設の老朽化に対応するため、事業者である東京二十三区清掃一部事務組合により建て替えが計画されてございます。新たな工場の稼働年度を平成29年度とし、計画では平成24年から工事の着工を予定してございます。</p> <p>これに先駆け、当該建設工事及び稼働後の工場運営が環境に及ぼす影響に関して予測・評価を行うために、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントを行ってまいります。</p> <p>まず、お手元の資料1「環境影響評価スケジュール」、A4の横の表をご覧ください。</p>

今回の工場の建て替えに伴う環境影響評価につきましては、大きく2つの手続きがございます。資料1の表頭にありますが、調査計画書の作成、今回、緑色の冊子でお示ししているものと、実際の評価を行った後の評価書の作成でございます。今回お示しするのは、その調査計画書という形になります。この計画書というのは、具体的な環境影響調査を、「大気汚染」とか、あるいは「騒音・振動」と、どのような項目において、それぞれどのような方法で行うかについて計画をするものでございます。

これについて区では、一部事務組合が作成した計画書に対する区長意見として、本審議会からご意見をいただいた上で、東京都に提出をしております。あわせて、この計画書につきましては区内26カ所等にて公告・縦覧をしておりますので、一般の区民の方も意見を直接東京都のほうに提出することができます。

計画書の中身につきましては後ほど一部事務組合のほうから説明がございしますが、事前にこの計画書については配付をさせていただき、ご一読いただいていると存じますので、これを踏まえて本日は、杉並区長意見の案を別紙資料で、そのポイントを中心に説明をさせていただきます。

次に、資料2-2及び資料2-3をご覧ください。

まず、全体的な意見の概略、区長意見の考え方という形で、資料2-2がございしますが、こちらのほうに示してございます。

主な意見といたしましては、まず(1)のところですが、何よりも区民に対して、事業者である一部事務組合、わかりやすい説明を心がけていただくとともに、また、杉並区の環境基本計画等、区の行政計画との整合性を考慮していただくとともに、適切な対策を講じることを求めています。

さらに、アスベスト、ダイオキシン等に関しては、調査の徹底と適切な処理・処分を強く求めてまいります。あわせて、工事施工中及び工場稼働後を通じて、省エネルギー、省資源に努めるとともに、廃棄物の適正管理・処分に心がけるといことなどを指摘してございます。

次に、資料2-3、A3の資料のほうを開いてご覧をいただきたいと存じます。こちらのほうは、都の環境影響評価条例に基づく具体的な項目ごとに、事業主体である一部事務組合が提示した計画書の内容に対し意見を述べるものでございます。

表をご覧くださいますと、練馬区、杉並区とございますが、昨年度、杉並区と同様に練馬清掃工場の建て替えにより、一部事務組合から練馬区に同じような調

査計画書が出され、これに対する区長意見を提出した練馬区との対比を参考までに載せてございます。

また、表の中の○は、既に一部事務組合として、この緑の冊子の中で調査を行うとした項目でございます。その○の中でも、さらに踏み込んだ調査が必要と区が判断したものについては、その考え方を右の欄に記載をしております。

次に、☆印でございますが、こちらは一部事務組合としては調査項目に入れていませんが、区として環境影響評価項目に加えるよう意見を述べる項目でございます。

それでは、時間の関係もございまして、具体的に主なポイントを中心に説明をさせていただきます。

まず1番、「大気汚染」でございますが、ここは当然、一部事務組合としても評価項目として挙げておりますが、調査内容の追加として「微小粒子状物質」、いわゆるPM2.5、こちらの予測・評価を求めていきたいというふうに考えているものでございます。

次に2番のところ、「悪臭」でございますが、一部事務組合では工事施工中の項目としてはこれは挙げられてございませんでしたが、工場解体工事前の炉の清掃ですとか、あるいはまた建設機械の排気等からの悪臭について、これは調査項目とすべきとしてございます。

それから、1つ飛びまして「水質汚濁」でございますが、これも一部事務組合からの項目に挙がっておりませんでした。しかし、清掃工場につきましては神田川に隣接していることから、水質保全の観点を考慮し、これも調査項目とすべきというふうにしてございます。

次に、また少し飛んでいただきまして7番のところ、「地形・地質」については、工事における掘削の深さが45メートルに達するというところもあるため、「地盤」、「水循環」とともに、これも項目に挙げるべきと主張をしております。

さらに11番、「電波障害」につきましても、ご案内のとおり、既にテレビ放送はアナログ放送からデジタル放送に変わるということで、このことによって障害の影響は大幅に減じられるというふうに言われてございますが、電波障害に関しては地域住民との混乱を招かないよう、十分な説明を求めていくところでございます。

そのほかにも、17項目のうち11項目について意見を申し上げました。内容については「区長意見（案）の考え方」のところに記載のとおりでございます。

	<p>以上、簡単でございますが、区長意見の内容についてご説明申し上げました。</p> <p>なお、東京都に提出する区長意見としては、資料3でございます体裁により行っていく予定でございます。</p> <p>最後に、今後の予定でございますが、再び資料1に戻っていただきたいと存じます。本日、審議会委員の皆様からご意見を伺った上で、12月14日までに区長意見として東京都に提出し、都で取りまとめの上、事業主体である一部事務組合に審査意見書として提出をされる予定でございます。</p> <p>さらに、その後の予定でございますが、今度は資料2-1の裏面をご覧ください。一部事務組合としては、この審査意見書に基づき環境影響評価を実際に行い、来年の6月をめどに評価書案を作成するという形になります。先ほど資料1でも見ていただきましたが、これについても当環境清掃審議会から、今度は諮問・答申という形でご意見をいただき、8月をめどに区長意見として取りまとめ、再びこれを東京都に提出いたします。このような環境影響評価の手続を経た上で、冒頭申し上げました24年度からの工場建設に入っていくという形になります。</p> <p>大変長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。</p> <p>引き続きまして、一部事務組合担当課長様から、計画書の中身についてのご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>皆さん、こんにちは。清掃一部事務組合施設建設部計画推進課長でございます。</p> <p>日ごろから、杉並清掃工場の運営に関しましては、ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。また、本日は新たな建設計画に係る調査計画書の内容について説明をさせていただく機会をいただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、お手元にお配りになっておりますけれども、この緑の調査計画書の内容についてご説明を差し上げたいと思います。</p> <p>今回の調査計画書につきましては、東京都の環境影響評価条例に従いまして環境影響評価の作業を進めていくということですが、その第1回目の提出物ということになります。先ほどご説明ありましたけれども、今後行っていきます予測・評価の作業の項目をまずここで選定をするというのが、この調査計画書の中心的な課題でございます。</p> <p>それでは、内容を、主なところをご説明差し上げたいと思います。</p> <p>まず、1ページをお開きください。今回の杉並清掃工場の建替事業の概要をまとめたものでございます。</p>
--	--

規模につきましては、今現在の杉並清掃工場、900トンの施設規模がございます。能力については600トン、これは予備炉が1基あるということで、施設の能力としては600トンでございます。今回の事業につきましては、今ある予備炉は廃止をいたしまして、施設規模、能力ともに600トンとする予定でございます。

表3-1の主な建築物のところですが、工場棟につきましては、今ある工場棟、建物を解体しまして、新たな工場棟を建設いたします。管理棟も同様でございます。煙突につきましては、鉄筋コンクリート造の外筒、これにつきましては既存のものを再使用する予定でございます。内筒につきましては新規、新しいものに更新をする予定でございます。

次、2ページでございます。今回の事業の目的でございますけれども、18年1月にまとめました一般廃棄物処理基本計画の規定、内容に従いまして、杉並清掃工場、老朽化が進んでいるということで建て替えを行うものでございます。

それから、4ページをご覧ください。施設対象事業の位置でございます。中央部分に赤い枠で書いてございますのが杉並清掃工場、それから左側のほうに線が延びていますが、これは環八通りから地下道を通ってごみ搬入車が搬入をする地下道を示してございます。この地下道につきましても必要な補修を行い、再使用していくということでございます。

ちょっと飛びまして、11ページをご覧ください。施設の計画図でございます。10ページのところは既存の設備ですけれども、これを11ページのように変えるということで、基本的な配置については従前と同様、工場棟が中心部にありまして、その北側に管理棟を置く。それから、西側のほうに煙突という配置でございます。

恐れ入ります、15ページをお開きください。今回の計画といたしまして、新たな工場、いろいろとデザインを、住民の方々のご意見もお聞きしながら、まとめたものでございます。この新たな工場のデザインにつきましては、主に3つの特徴を持たせてございます。1つ目は、工場棟、管理棟、これを建て替えとしまして、煙突は必要な補修を行った上で再使用するということ。それから2つ目、建物はアイボリー系の色彩とし、屋上・壁面緑化、それから太陽光発電に努めていくということ。それから3つ目は、工場北側を——北側というのは、この絵では下側、手前側のほうになります——人工地盤で覆い、周回遊歩道とともに緑地として整備すること。この3つがデザイン上の主な特徴でございます。

それから、18ページをお開きください。プラントの設備構造図でございますけ

れども、今回の計画では、公害防止につきましては、現在のものよりもさらに最新鋭の設備で公害防止に努めることとしておりまして、プラント設備の配置については、模式的ですけれども、この図4-10、こういった内容で考えております。左側、プラットホーム、それから右側のほうに焼却炉、それから公害防止設備が並びまして、最終的に煙突から排ガスが出ていくということでございます。

19ページ以降は、この設備の内容を記してございます。

あと、いろいろ事業の内容等、細かいことが書かれていますけれども、これについては今後、環境影響評価書案をまとめる際にもこれが掲載をされるということで、これについては、今現在の現状をまとめたものということですので、後ほどご覧いただければと思います。

本日の主題でございます。環境影響評価の選定した項目、選定しなかった項目、これの説明に移りたいと思います。

102ページをお開きください。7、環境影響評価の項目でございます。102ページでございますように、今回の対象事業の計画の案をまとめたわけですけれども、そこから環境影響を及ぼすであろう要因というものを抽出いたしました。さらに、右側でございますように、地域の概況等を考慮いたしまして、最終的に環境影響評価の項目として選定をしたということでございます。

次の103ページをお開きください。表3でございます。環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表、これが今回のこの調査計画書の中心的なところでございます。失礼しました、表7-1ですね。環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表でございます。上のほうに環境影響評価の項目、これが、「大気汚染」、「悪臭」、「騒音・振動」ということで、ずっと右側、「温室効果ガス」までございます。全17項目、これが都の条例の中で項目として指定をされているものでございます。それに対しまして下側に、工事の施行中、工事の完了後ということで、その環境影響評価、予測・評価を行う時期、これを区分として分けて記載いたしました。

工事の施行中の項目については、さらに施設の建設と、それから建設機械の稼働、それから工事用車両の走行、それぞれ環境影響の要因というものが分かりますので、このそれぞれについて何を予測・評価するのか、しないのかということをお○で記してございます。

それから2つ目の区分、工事の完了後ですけれども、完了後につきましても、施設が存在をすることによる影響、それから、それが稼働することによる影響、

さらに、稼働することによりまして清掃車両というものが走行、ごみを搬入いたしますので、その清掃車両の走行ということで分けて〇をしてございます。

なお、「大気汚染」につきましては、清掃工場で中心的に関心がおありになる項目でございますので、これについてはさらに細かく、表7-2に小項目として、表でまとめてございます。施設の稼働、ごみを焼却する過程で大気汚染に係る項目、いろいろ考えられますけれども、ここに6項目挙げておりまして、この稼働によりまして6項目、どうなるかという予測・評価を行うということ。それから、それ以外の機器の稼働、車両の走行につきましては、主たる原因、汚染物質として考えられます「二酸化窒素」と「浮遊粒子状物質」、この2項目について評価をするという内容になっております。

それでは、104ページをお開きください。選定した理由というものをここに、項目ごとに記してございます。順を追ってご説明をしたいと思います。

まず、「大気汚染」でございますけれども、「大気汚染」につきましては、工事の施行中、これは建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられるということで項目といたします。工事の完了後についても、走行による影響が考えられるということでございます。主に区さんのほうからいただいている内容に即して、ちょっとご説明を差し上げたほうがよろしいかと思っておりますので……失礼しました、「大気汚染」につきましては、特に私どもの内容で、杉並区さんからは新たなご要望はいただいているかと思っております。

「悪臭」につきましては、私どもの内容では、施設の稼働に伴う予測・評価を行うということでございますけれども、それに加えて、解体の際に悪臭が生じるのではないかとということで、解体時に加えてはどうかというご意見をいただいております。

私どもの見解は、今回、解体を行う際には、解体の前に工場が稼働をとめます。その後、施設のさまざまな機械は動いている状態で、解体前の清掃を行う予定としております。特にごみが堆積をするごみバンカー、これにつきましては、もう創業以来の26年間のごみがかなりたまっております。これについては、すぐえるものすべて燃やすということで、施設をとめるわけですが、まだまだ残っているごみがございます。これにつきましては、完全にごみを除去して、取り除いた後は高圧の水で洗浄するというので、臭気のついたものについてはすべて撤去する予定でございます。したがって、解体をする際には、ごみバンカーについては、そういった臭気のもとになるものは除去されているという状況

でございますので、解体に伴う悪臭というものは生じないという判断をしております。これはもう過去の清掃工場すべてそういう形でやっております、問題はございません。解体時にはさらに脱臭棟というものがございますので、こういったところを通して煙突から空気が出ていくということで、周辺に臭気の問題が生じることはないという考えでございます。

それから、「騒音・振動」でございます。「騒音・振動」については表7-1にございますように、建設機械の稼働、工事用車両の走行、施設の稼働、清掃車両の走行、それぞれについて実施をいたします。これについては特に問題はないかと思えます。

それから、「水質汚濁」ですね。「水質汚濁」につきましては、神田川に隣接していることから、予測・評価項目とすべきではないかというご意見をいただいております。

私どもの見解は、清掃工場の建設の際、それから竣工した後、いずれにつきましても、その工事あるいは稼働に伴う污水については、施設処理をする設備を設けております。工場につきましては建物の中に凝集沈殿あるいはろ過処理、こういった設備を設けまして、水をきれいにした後に公共下水道に放流するというところで、建物の中にそういった施設がございますので、そういった処理のしていないもの、あるいは処理の途中の段階の水というものが周辺に出るということはありません。それから、工事の施行中につきましても、仮設の污水处理設備ですね、これも凝集沈殿の処理を行いますけれども、こういったものを設けて、いろいろと解体のときには、粉塵防止、発塵防止のために、水をまいたりいたします。こういったものについては、そういった凝集沈殿の処理を行った上で、これもまた公共下水道に放流いたします。ですから、汚れた水がそのまま外に出ていく、神田川に流れるということはありません。したがって、この「水質汚濁」については予測・評価項目から外すべきと考えております。

それから、「土壌汚染」でございますけれども、私どもは施設の建設のときに、いろいろ土壌についてはかなり社会的にも問題になっている、それから工事の解体をする際に土壌については調査を行う予定にしております。これは都の条例によりまして土壌の調査を行いなさいという規定がございますので、そういった調査を行います。そういったことから、土壌については、施設の建設のときに項目として挙げておりますけれども、ただ、工場が完成したときにつきまして

は、工場の中では非常に厳密な管理を行いつつ処理を行っております。今現在はダイオキシンを中心に非常に厳しい規制が工場の中にもかかっておりまして、労働者の保護という観点からも、厳しくダイオキシンの発生抑制が行われております。また、粉塵等に付着をされると言われていますので、粉塵の防止といったことも行っております。工場の中でそういうふうなきちんとした対応を行っております。また、汚水については先ほど申し上げたように処理をいたします。また、処理をした後、出てきます汚泥ですとか焼却の灰につきましては、ふたのついた焼却を搬送する専用車に運搬をしまして、これも飛散のしないような設備を設けまして、外部に漏洩をしない体制で処分場のほうに運ぶということにしております。したがって、「土壌汚染」については、施設の稼働時、起きることはないという判断をしております。

それから、「地盤」です。「地盤」につきましては、杉並区さんのほうから「地盤」についても項目として入れるべきというご意見をいただいております。今回、工場の建設の際には、かなり深く掘るということで、地盤が、深く掘りますと、当然、内側に圧力がかかって、動くのではないかとご懸念があるかと思っております。

私ども清掃工場の建設の際には、SMWという工法をとることにしております。ちょっと専門的な分野で難しいのですが、説明のところにも書いてございますが、SMWは、ソイル・ミキシング・ウォールという略です。特殊な機械で穴を掘ります。その穴を丸いもので掘っていきますと、その土がほぐされるわけです。その土とミキシングされたセメントですね、こういったものを混ぜ合わせて土に置きかえていくということを行います。そういたしますと非常に硬いものに、硬化をするわけです。硬くなる前にH型鋼（断面が『H』形の形鋼。断面効率や剛性に優れている。）と、いうものを入れ込んで強度を持たせる。そういったことで側方に横からの力を防ぐというような構造体でございます。

こういったSMWの工法をとることで、これは非常に遮水性が強く、また横からの力を防ぐ能力というのは非常に強いものですので、清掃工場では通常使っているものでございます。例えば豊島工場では、埼京線あるいは山手線に挟まれたところで建設をしましたが、これもSMWということで、側方、その地盤の変動がありますと、特に鉄道事業者、影響があると非常に問題が生じるということですが、これもクリアできる、精度の高い工法ということで、今回、

杉並工場につきましても、南側に京王線が走っていますので、特に北側よりも南側の京王線側につきましてもは離隔距離、距離が近い状況でございますので、SMWでしっかりと対応していきたいと思っております。こういった能力、性能のある工法でございますし、実績もある工法でございますので、地盤の問題はないという判断をしております。

今、項目としては、「水循環」ですね。「水循環」がございますけれども、今申し上げたように、SMWということで山止めの工事を行います。この工事、今申し上げたように遮水性、水が浸透しにくいということがございますので、地盤の沈下はございませんけれども、流れを一旦切ってしまうということがございます。そういったことから、「水循環」については予測・評価に入れてございます。

それから、「日影」については、施設の完了後に入れてございます。「電波障害」も同様でございます。「景観」についても同様ですね。

あと、「廃棄物」、「温室効果ガス」についても、私ども、施設の稼働を中心に選定をしております、特に杉並区さんからは意見をいただいております。

また、「騒音・振動」については、私ども施設工事の施行中、工事の完了後ともに、「騒音・振動」を評価項目としてございますけれども、杉並区さんからは、低周波の問題があるのではないかということで、低周波音を入れるべきだというご意見をいただいております。

私ども清掃工場では低周波についても、3年から4年に1回の頻度で調査を行っております。低周波音について、工場の稼働・停止、両方の測定をして、低周波音というものがどうなのかという確認をしております。低周波音については、工場の稼働・停止、双方の比較をした中で、特に差がないという結論を得ております、新たな清掃工場につきましても、低周波音については問題がないレベルであろうという判断をしております。したがって、低周波音については予測・評価項目から外すという考えでございます。

少し飛んでしまって、わかりにくくなって申しわけございません。本編の149ページに、影響を及ぼすと予想される地域というものを記しております。今回、環境に影響を及ぼすと予想される地域は、やはり煙突からの排気ガスの影響、これが最も広範に影響を及ぼすであろうという考え方のもとに設定いたしました。次の150ページをご覧くださいと思います。図9. 1ですね。中央に清掃工場がございますけれども、ここから半径2キロで円をかいた中、ここに

	<p>最大着地濃度がおさまるであろうという判断をしております、最大2キロの範囲、ここにかかる町について表にしたのが149ページの表9-1でございます。半径2キロの範囲を、環境に影響を及ぼすと予想される地域として考えております。</p>
会 長	少々雑駁でございますけれども、内容の報告は以上でございます。
環 境 課 長	ほかにございませんか。
会 長	以上でございます。よろしく願いいたします。
	ああ、そうですか。随分簡単な説明で。
	<p>アセスメントの流れというのが先ほど課長から説明ありましたが、調査計画書というのが今の段階でして、これから評価書案とかいうものに移っていくわけで、今も若干説明ありましたが、今回の調査計画書でどういった環境項目というものが選ばれているのか。余り影響が少ないから、これはいいのだ、それは外すとか、その辺がポイントになるのですね。今の一部事務組合のご説明というのは、ちょっとその辺、なぜ選ばなかったのかと、その部分はあるのだけど、そこは何かご説明ないようですので、皆さん方の質疑で、その辺、補っていけばというふうに思います。</p>
	<p>それからあと、課長からまずご説明がありましたような、調査計画書に対する区長の意見というのが資料3でございます。私どもとすれば、その資料3に何を盛り込めばいいのかと。それで、もう既に事務局のほうで用意されていますね。時間的なことも大いにございますから、もう審議会の前に用意してござって、これをご覧になりながら、この辺、足りないのではないかとか、もうちょっとつけ加えたほうがいいのかと、こういった項目も入れたほうがいいのかとかいうご意見などございましたら、今日、出していただければと思います。</p>
	<p>ですから、都の清掃一部組合に対するご質問とかご意見というものもあるでしょうけれども、主に区長の見解というか、その辺の意見書で何かございましたら、特に今日承っておかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
	では、どの点からでも結構ですので。
	はい、R委員。
R 委 員	ごく基本的なことからお伺いしたいわけですが、基本的には複数年にわたって検討されているので、重大な問題はないことを期待しているのですが、そ

<p>会長 一部事務組合担当課長</p>	<p>の上で確認といいますか、お伺いしたいということです。</p> <p>まず第1点が、現状の清掃工場は、300トン炉が3基であったのが、300トン炉が2基、600トン処理能力ということにできたというか、にしたという、その目的というのですかね、主たる意味合い、どういうふうに位置づけられて2基にされているのかな——いいことだとは思っているのですよ、2基のほうが——というのが1点です。</p> <p>それから、3点ぐらいとりあえずご質問させていただきます。</p> <p>それともう一点は、102、解体水、解体のときの高压洗浄水の処理の件です。工事中の散水その他の一般的な用水の処理と、それから完成後の処理ということでの、凝集沈殿槽によるというようなご説明ありました。解体時の高压洗浄水の使用量というのは圧倒的に多いと思うのですね。それを処理し切るだけの能力の処理槽を用意されるのかどうか。ある意味では、ちょっと無駄かもしれませんし、どういう計画をされているのかなというのが1点と。</p> <p>それと、SMWで大変確実な壁をつくるというご説明がありましたけれども、反面、近くに神田川がございますね。神田川の原水は井の頭の池にある云々というのがあるわけですが、あの地域の地下水がどういうふうに神田川に流れ込んでいるとか、そういった観点からの、余り多く今湧水はあるわけではないですが、完全にあの区間、地下水を遮へいするということになるので、地下水の流れる方向等を勘案すると、どういう見解にできるのかなというところと、それから、最後のもう一点ですね。</p> <p>影響を与える地域ということで、この辺に影響が出る可能性があるということですが、それに対しての、どういう対応がなされるのかというのをもう少し具体的に、項目として挙げているだけでなく、対応策も、もう少し具体的に記載をしていただくといったような内容といったことで、4点になりました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ担当課長。</p> <p>それでは、4点質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。</p> <p>まず、予備炉をなくした、その経緯です。これはどういうことかということでございまして、杉並清掃工場につきましては、建設時に、当時の東京都が計画を上げたわけですが、非常に難航いたしました。最終的に地元の方々と和解条項という形で合意がなされまして建設がされています。その中に、和解条項の中に予備炉を設けることができるという条項がございまして、それに基づ</p>
--------------------------	---

いて今の清掃工場は予備炉が1基設置をされました。先ほど申し上げたように、能力としては2基分、600トンですけれども、もし1炉壊れたようなとき、故障が起きたときには、すぐにバックアップで立ち上げられるということで、3炉のうち1炉はいつもとまっている、物理的にも同時に動けない、動かさないような構造になっています。

今回の建設の際に、どうするのかということをいろいろご相談させていただきました。実は、建設をしたときには清掃事業、東京都が行っていましたが、今は23区が共同で行っております。私どもも二十三区清掃一部事務組合、23区がつくっている組織でございます。したがって、23区で共同して効率よい工場運営、焼却処理をしていくということが目的になっておりまして、そういった意味からも、21の工場が今ございますけれども、効率的に相互に融通をしながら、炉数も少なく設置をしていくという考えでございます。そういうことで今回、従来の予備炉というものをなくして、故障があったときには周辺の工場で融通をし合うということで、問題はないものと考えております。

それから2つ目の、解体時の水について、かなり多い水がでるのではないかとご質問ですけれども、解体前に清掃を行います。このときにはかなり水が多く出ます。焼却炉がとまった後、汚れたところ、焼却炉の中とかバンカー、こういったものを掃除するわけですけれども、この水については、そもそも工場が持っている污水处理設備で処理をいたします。ですから、きれいにして、污水处理で処理をして、水については下水道に流す。それが、掃除が終わった段階で污水处理設備についても停止をするということでございます。それ以降、解体の作業に入ったときには、作業上使う水というのはそれほど多くないと考えています。粉塵の発生を防ぐためにまくということがございますけれども、それほど大量の水ではないということで、発生する汚水をすべて処理できるような施設対応をいたします。

それから、SMWによって、神田川の、あるいは地下水の影響はどうかということでございます。SMW、遮水性が強いものでございますので、工場周辺の地下水の流れといったものに影響があるのではないかとご懸念ですけれども、これについては、そういったことが考えられますので、「水循環」という項目で予測・評価項目としてございます。

それから最後、影響を与える地域でございます。工場の周辺2キロということで先ほどご説明を差し上げました。説明が少々足らずに申し訳ございません。こ

	<p>れは、影響が考えられる地域というふうにとらえていただきたいと思います。清掃工場から影響が及ぶかもしれない、そういうふう想定をされる地域ということで、そういった意味から、ここで影響が出るようであれば非常にうまくないものですから、影響が出ないということを確認していくのが私どもの務めです。</p> <p>ただ、この地域については、そういったご懸念をお持ちの方々、地域住民の方々、お持ちになりますので、この地域内で環境影響評価書案というものをまとめた際に説明会を、条例の中で行わなくてはいけないことになっています。この説明会については、この地域の中に場所を適切に設定しながら説明をさせていただく予定でございます。そういった意味で、この関係地域というものをお示ししているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会 長	R委員、今日、いろいろなお意見いただいたほうがいいと思いますので、よろしいですか、今の件は。
R 委 員	はい、結構です。
会 長	では、ほかの方で。
	どうぞ、Q委員。
Q 委 員	今日の議題は、調査計画ということでございますけれども、この工場というか杉並工場は住宅の中にあるという、同じような条件のところもあるでしょうけれども、比較的臨海地区にある工場とはまた違った環境の中にあるという特徴を持っていると思うのですね。それで、ほかのそういう工場と同じ調査項目でいいのかとかいうこともありますのでね。ですから、その調査項目に入る前と申すは申しわけないですが、せつかく一部組合の方がいらっしゃっていますから、その建築の計画自体について、住宅の中にある工場だということで、どんなことを考慮されて建築計画をされているかというのをまずお聞きして、こういう調査も必要だなというようなこともつながってくるかなと思いますので、住宅の中にある清掃工場であるということ踏まえた、どんなことを配慮されているか、ちょっとお聞きしたいです。
会 長	担当課長、お願いします。
一部事務組合担当課長	私ども、この環境影響評価のまとめの作業、周辺状況の確認を含めて、昨年度から行ってきています。その過程で、工場の計画についても、先ほどデザインの案をご紹介いたしましたけれども、デザインだけではなく、中のプラントとか建物についても、粗々、どういうふうな工場にしていくべきかということを検討し

<p>会長 Q 委員</p> <p>一部事務組合担当課長</p>	<p>てまいりました。</p> <p>ただ、具体的な設計の作業というのはかなり先になります。この計画、アセスの作業が終わった段階からいろいろな工事の作業に着手していくということですので、今段階、粗々の計画ということでまとめている状況でございますけれども、基本的には清掃工場、かなり、もう21の工場を私ども建設してきていますので、そういった経験を踏まえて、一定の工事のあり方というものを持っております。工事につきましては、まずは解体前の清掃を行った上で解体作業を行います。解体については、内部のプラント、これをまず解体をするということで、外部の建物を残しながら内部のプラントを解体し、それが終わった後、上のほうから建物についても解体をしていく。そのときには騒音・振動ができるだけ出ないように、与圧で崩していくような工法を使いたいと思っております。建設に際して、あと、いろいろな建築、建設の機材、いろんな機械を使いますけれども、これについても国のほうで低騒音・振動型の機械というものも設定がされておりますので、こういったものを使う。あるいは排ガスについても、ディーゼルエンジン、これにつきましてかなり厳しい規制が導入をされてきています。こういった低排ガスのものを使う。そういったことで極力、騒音・振動、あるいは大気汚染、こういったものを周辺には及ぼさないような形で行っていきたいと考えております。</p> <p>今のところ、雑駁ですけれども、そういうふうな考えでおります。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>いいですか。すみません、1人で質問して申しわけない。</p> <p>私の質問の仕方がいけなかったと思います。今までの工場が新しい工場になります。今度の新しい工場というのは、住宅地の工場としてどんなことを配慮されて、壊し方だとか建築の施工のやり方ではなくて、全体の計画として、どんなことを考慮されて建築計画していますかということです。</p> <p>杉並清掃工場の計画を策定するに当たりまして、実はいろいろと、工場の中にといいですか、工場を運営する際に運営協議会というものがございまして、地域の住民の方々のご意見をお聞きしながら工場の運営を行っております。建設についても、やはり住民の方々のご意見を聞きながら、新たな工場をどういう工場にするべきかということを検討してまいりました。</p> <p>昨年、いろいろと計画をつくる過程でご意見もお聞きしたのですが、今まとめるに当たっての工場の考え方というものを、そういうことをお聞きになっ</p>
--------------------------------------	---

	<p>ているのかと思いますので、申し上げますと、新たな杉並清掃工場については、基本コンセプトとして「地域に溶け込み信頼される清掃工場」ということで清掃工場を建設していくこととしております。</p> <p>そのもとに、3つの基本方針を設けまして、「住民に信頼される安全・安心な清掃工場」ですね、やはり焼却過程でいろいろ事故等あってはいけませんので、安全・安心の清掃工場。</p> <p>それから、もう一つは「住民に親しまれる開かれた清掃工場」ですね。環境学習とか情報公開、あるいは環境イベント、こういったもの、今の杉並清掃工場でも行っていますけれども、さらに拡充をしていきたいと。</p> <p>それから、最後に3つ目になりますけれども、「住民が心安らぐ環境に優しい清掃工場」。非常に高井戸の環境のよい場所に今の工場がございます。これをさらに環境面で充実させていかなければならないということで、屋上緑化とか壁面緑化というものを実施します。それから太陽光パネルを設置する。それから、デザインのところでも触れましたけれども、公開空地ですね。遊歩道というものを設ける、あるいは人工地盤を設けまして、その上を公開できる空地として整備をする、緑も多く配置する、そういうふうな工場として建設をしていきたいと考えております。</p> <p>こういったコンセプトのもとに、今年の3月に建て替えの計画がまとまったわけですけれども、運営協議会、建設協議会という場で、住民の方々からいろいろご意見をいただいて、まとめてきたということでございます。</p>
会 長	よろしいですか。
Q 委 員	まだいいですか。
会 長	具体的に余りなかったですけれども、いいですか。
Q 委 員	いいですか。
会 長	では、もう一回だけ。すみません、制約して。
Q 委 員	今の件はそれで結構でございます。
	<p>もう一つ押さえておかななくてはいけないのは、やはり和解条項だと思います。これを押さえておかないと杉並工場は始まらないということで、和解条項の3つの重要なことがございます。1つは、今度は建て替えですけれども、新規に建てるようなものですから、その計画、建設、できた後の運営に関しては、周辺住民といっても杉並全体の方とは思いますが、周辺住民の合意が必要である。それから、無公害のために最高水準の設備、施設を導入するとか、その工場単独だけで</p>

<p>会 長 一部事務組合担当課長</p>	<p>なく周りも含めて、周辺地区の整備計画と並行して計画を立案していく、これが一番の精神だと思うのです。一部組合さんのほうも、この精神を尊重しますというお話をいただいていますので安心してはいるわけですが、お答えが難しいとは思いますが、これを具体的には、どのような形で今度の新しい工場に反映されているのか。そこをお願いいたします。</p> <p>はい、担当課長。</p> <p>和解条項については、昭和49年に結ばれていますが、今、Q委員、言われたように、非常に先進的な内容でまとめられています。今のほかの工場のモデルになっていると言っても過言ではないのですけれども、3つございました。</p> <p>計画、運営に住民の参加を求めるということですが、今回は、先ほどお示しをしましたデザインの選定に関しては、建設協議会というものを設置いたしました。今の運営協議会に加えまして、新たなマンションができていますので、そういった新たな住民の代表の方も入っていただいた建設協議会というものを設置いたしました。その場で、デザインについても複数の案をご提示して、コンセプトもいただいたのですけれども、3案をご提示して、ご意見をいただきながら1つの案に絞り込んできたということがございます。</p> <p>今後も杉並清掃工場については、公開の緑地を設けるということがございます。それから、ごみ戦争のとき、いろいろございましたので、そういった記念のものを資料として展示をするコーナーも設けたいと思っております。そういった緑地のあり方、資料コーナーのあり方については、建設協議会の中でいろいろ住民の方々のご意見も聞きながらまとめていきたいということで、住民の方々の参加をいただきながら新たな工場をつくっていきたくと考えております。</p> <p>それから、無公害の工場ですけれども、杉並工場については、白煙がシンボルとしてよく言われるのですが、非常に白煙に出ていますように、湿式の洗浄設備というものを設けて、新たな設備を導入した工場ということで、白煙もちょっと目立つような状況がございます。そういう意味では、非常に新しいシステムを早期に導入したということがございますので、こういった伝統をさらに深めていきたいと思っております。</p> <p>それから、周辺地区の開発との兼ね合いということですが、先ほども申しましたけれども、隣に市民センターがございます。市民センターと清掃工場、住民の方々からいきますと一体的なとらえ方をされている方も多いかと思います。私どもといたしましても、工場、それからセンター、緑としては一体につながるよう</p>
---------------------------	---

<p>会 長</p>	<p>な形で充実をさせていきたいというふうに考えておまして、工場の周辺には周回路も設けていきたい。これについてはセンター側ともうまくつながるように調整をさせていただければいいなというふうに考えております。</p> <p>大体そんなところでよろしいでしょうか。</p> <p>では、ほかの方で、どうぞ。</p> <p>はい、G委員。</p>
<p>G 委 員</p>	<p>私は、評価項目の点に絞ってお聞きします。緑地など、いろいろな形で評価項目から除くという話がありましたね。今のご質問とも似ているのですが、今回の既存工場の建て替えでは、環境面でもよりよくなる話がかなり組み込まれると思います。緑地の話や生物多様性の問題、生物の話なども評価対象から除かれています。これはマイナスの影響はないという意味で除いているということだと思います。私は、評価項目に入れるかどうかは別にして、やはり積極的に、こういういいものを目指すのだ、あるいは、いい結果が出るという視点から評価することも組み込むべきだと思います。緑地、生物とか水循環という分野では、今よりも少なくともかなり良い環境形成ができる話がかなり入ってくると思うのです。</p> <p>あえてマイナス評価を評価するという言い方、マイナスがないからいいという言い方ではなくて、もう少し積極的に評価されて、計画に反映できるようなことになれば、よりいいのではないかということが1点です。</p> <p>それと、行政計画とのつながりという意味では、景観計画、「みどりの条例」とか、いろいろな形のものがある。ここでもやはり、整合を図っていただくということの言葉の中には今言ったようなことが大分関わってくるので、ぜひ関連計画との整合をとっていただきたい。</p> <p>一番大きいのは環境基本計画、実は先だって暫定的に2015年見直すということ。これを前提に改定したわけですが、そのときも省エネと低炭素の議論がありました。この施設ができると2050年頃まで稼働しているような施設になると思うのです。2050年では日本は80%削減を目標に掲げています。2030年ぐらいで60%ぐらいに近いところまで持っていこうということで、都でもそういう計画で進められているわけですが、この焼却炉が2020年には例えば今の25%、2050年には例えば80%の削減に対応するような焼却炉として、運転され続けていくというような要請が出てくる可能性があると思うのです。</p> <p>もう一つ、基本計画の中での杉並区のごみ減量化目標がかなり高い値で出ております。他区のもが入るとのこと、それでも2炉運転で十分余裕のある運転</p>

<p>会 長 一部事務組合担当課長</p>	<p>ができるということにもつながると思うのですが、そういうことを含めて、むしろ計画段階なので、私は、今の公害のチェックということもありますが、杉並区の基本計画とかに盛られた話が、この施設をつくることによってどうなっていくのかということにも留意いただきたい。</p> <p>特に周辺の人に直接関係ないですが、杉並区の場合、CO₂の問題で、この施設が、もしかしたら区で一番大きいほうの発生源になると思うのです。他に住宅とか民生系施設、あと通過交通などになるわけですが、その中では、杉並区としてどれだけ削減するというときには、この施設がどう運用されるかが大きい意味が出てきます。課題が大き過ぎるかもわからないけれども、この視点での評価や対応をこういう中に検討いただきたい。ここでもCO₂という言葉は入っていますが、そう単純ではないのではない。25年前と違う、特にここ1年で非常に違った状況になっているということです。</p> <p>杉並区も、少なくとも国の目達計画が出てくれば区としても対応していく際に当然この工場は非常に大きい発生源ですし、公共施設でもあるので、ぜひその辺をご考慮いただければということで、これは希望です。</p> <p>あと一点、これも希望ですけれども、今、緑化、太陽光などがいいと思うのですが、計画図を見ますと、かなり路面、いわゆる道路路面が随分あって、当然、保水か浸透舗装などをやられるのだと思うのです。これだけ広いところでヒートアイランド対応の話もあって、今の計画自体は非常にそれに合った方向になっていると思うのですが、より一層そういうことを組み込んでいただいて、地区にとってもいい施設ということで、マイナス評価をやっているのだといういき方ではなくて、プラス的な項目も含めて評価項目にさせていただいたほうがむしろいいという気がします。アセスの性格上、それは難しいのかもわからないのですけれども、よろしくお願いします。</p> <p>回答は、一部で結構だと思うのですが、特にCO₂のこと等については、どうお考えで進めているのかお答えいただきたい。</p> <p>担当課長。</p> <p>なかなか難しい課題ですが、CO₂については、新たな地球温暖化対策ということで生じてきている問題です。今、COP15が始まっていますけれども、全世界的にどうするのかというのが非常に大きいのですけれども、清掃工場あるいは焼却処理というのは、本質的に焼却によって炭酸ガスが出るということがございますので、これだけを見ると、もう焼却をやめたほうがいいのかという</p>
---------------------------	--

議論がすぐに出てくるわけですが、それではなかなか社会全体が成り立っていかない。今、焼却を行わなかった場合、どうなるのかということを考えますと、埋立地というのが最終処分場、新海面しかありませんので、これも50年程度しかもたない。こういったものを解消していくためには、やはりどうしても燃やしていかなければならないだろうと考えています。

東京都が新たにCO₂の対策を講じていますけれども、その中でもどうなるのか、ちょっと我々も重大な関心を持って見ているのですけれども、やはりそこら辺の焼却処理、あるいは社会の中での廃棄物処理というあり方を判断されて、いわゆるバイオマスの部分については、これはカーボンニュートラルという判断のもとに、課金をしていけないというようなことになるのではないかというご意見を聞いております。ただ、そこら辺も予断を許しませんので、少なくともエネルギー由来の部分で炭酸ガスというのは出ています。例えば施設を稼働するために電気も使います。あるいは都市ガスも焼却炉を立ち上げるときには使います。こういったものについては、どうしてもやっぱりバイオマスということではなくて、一定のCO₂に絡んできていますので、そういったものをできるだけ圧縮していくという努力はしていかなければならない。

あと、私どもも焼却をしていくという中で従来埋め立てをしていたわけですが、それがすべて焼却をすることによって増になったということではないと考えています。といいますのは、今まで可燃物がかなり埋立地に入っていました。そこでは、埋め立てをすることによってメタンというものがかなり発生をしていたということがありますので、そういったことを考えると、焼却によって増大をする炭酸ガスというのはそれほど、皆さんが思われほど多くはないというのも試算で出ていますので、我々としては、今現在の社会を維持していくために、やむを得ない中で選択をしてきている。ただ、できるだけエネルギー起源のものについては縮小をしていきたいと思っております。

G 委員

すみません、短くて結構です。

私自身が言ったのは、当然、高効率発電などを持ってくるつもりだと思っております。ただ、大体ここが15万トンぐらいを年間で燃やすとすると、多分全国で3,000万トンぐらいでほとんどが焼却由来のCO₂ですから、全国の0.5%ぐらいがこの杉並の工場から出るわけですね。そういうカウントを杉並区がこれから負っていくわけです。杉並区の地域温暖化計画つくるときに、0.5%の分がここから出るということは、杉並区にとっては大きいですね。ですから、新工場からの

<p>会 長</p>	<p>排出量ができるだけ少なくなるように、例えば高効率発電でもいいですし、あるいは厨芥類はゼロだということはわかりますけれども、メタンにして活用すれば、それはプラスカウントになるわけですから、できるだけ努力していただきたいということだけで、それ以上のことは結構です。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>では、ほかにございましたら。</p> <p>はい、どうぞ、P委員。</p> <p>質問させていただきます。</p> <p>こちらの要望している項目の中で、法律上の基準以外に自主的な基準ということで設けていくという項目が、たしかこの区のご意見の法令等規制値への対応というところでございますけれども、みずから厳しい目標値を定めるということですが、これは具体的には、これまでの清掃工場ですと公害防止協定というのがある、それが、これは事業者と、それから区のほうの協定を結ばれていて、実際に法律の基準よりも厳しい基準が各項目についても決められていたと思います。これについて、この新しい清掃工場ではどうするのかということと、当然、処理技術もかつてに比べれば格段によくなっていると思いますので、当然厳しい基準になるのではないかと期待しているのですけれども、前も環境清掃審議会のほうで、公害防止協定の新しくもしも結ばれるのであれば、その内容の文章を、まだできていないかもしれませんが、提出していただきたいというお話をしましたが、その内容を見せていただいて、やはり実質的な公害防止の基準というのは、かなり公害防止協定が大きな役割を果たすのではないかと考えられますので、その辺について、どのような協定を結ぼうとされているのかということです。</p> <p>それから、公害防止協定以外に、やはり自主的な目標値として、清掃工場の中で目標とするような値をまた決められていくというのはあると思うのですけれども、その辺についてはどの程度の基準をつくっていかれようとしているのか、その辺についてお答えしてください。</p> <p>もう一点ですけれども、工場のほうでいろいろな、そういう規制値に適合するために測定をされているかと思うのです、毎日ですね。そのデータの開示ですね。その辺は、今ですと清掃工場のところに電光掲示板ですかね、あれで一部、区民向けに、大気汚染の測定値とか出ておりますけれども、あれはほんの一部だと思いますので、その情報公開につきましても、どの程度考えていらっしゃるのか、その辺についてもお聞きしたいです。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>

<p>会長 一部事務組合担当課長</p>	<p>では、簡単に、お答えをお願いします。</p> <p>今日の調査計画書は入っていませんが、これからつくる予測・評価を行ったもの、アセスの評価書案ですね、来年の6月、7月ぐらいに説明をさせていただくこととなりますけれども、その中には、どういうふうな公害防止の濃度を守っていくのかという数字が含まれたものになります。</p> <p>今現在も、建替計画というものを今年の3月に策定をいたしましたけれども、この中に公害防止の数字というものを載せてございます。ちょっと紹介させていただきますと、硫黄酸化物については10 p p m以下、煤塵については0.01 g/m³以下、窒素酸化物については50 p p m以下、ダイオキシンについては0.1ng-TEQ/m³以下、塩化水素は10 p p m以下、水銀は0.05mg/m³以下、こういうふうな数字でございまして、これは今現在の杉並清掃工場の協定値よりもさらに低い値で設定をさせていただいています。このような数字で煙突排ガス中は守っていきますということで、それが大気に対してどういう影響を及ぼすのかということの詳細に調べたもの、これを評価書案として取りまとめる予定でございまして。</p> <p>それから、工場の内部的な、さらに一段、さらに努力をして、いろいろな数字を守っていく努力をするのではないかというお話ですけれども、私どもとしまして、対外的にお約束をするのは、法規制値以外は自己規制値ということで、これについては公に運営協議会等で報告をしていく際に、自己規制値、こういう値で、それ以下ですというふうにしてまいります。</p> <p>私どもの工場はISO、環境の規格ISOの14000シリーズ、14001を取得していますので、この中でさまざまに内部的な努力をしているということでございまして、そこら辺については各工場、いろいろな切り口のやり方をやっていますので、今どの程度かというのはちょっと申し上げられないのですけれども、努力を、1年更新で行っているということでございます。</p> <p>それから、データの開示ですけれども、今、工場の前に電光の掲示板がございましてけれども、これはなかなか、そのときのデータしかわからないわけですが、定期的に測定したデータについては、運営協議会等でご報告をしています。その後「工場だより」というものをまとめて近隣の方々にはお渡しをしているかと思えます。そういうふうな「工場だより」、あるいは、工場においてそういう資料を公開していますので、工場に来ていただければ、そういったものを見ていただくことができるように今なっております。それから、一組のホームページがございましてけれども、この中には工場の測定をしたデータについては掲載をしてご</p>
--------------------------	--

<p>会 長</p>	<p>ございますので、ぜひご覧をいただきたいと思います。あわせて「環境報告書」というものも1年に1回、これは杉並清掃工場2009年版ですが、1年間の環境の対策状況、こういったものをまとめた「環境報告書」というものもまとめてございます。これも工場のところ、1階のホールに、ご自由に見ていただくことができるようなコーナーを設けておりますので、ご利用いただきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>M委員、失礼しました、どうぞ。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>意見ということなので、今すぐ答えていただく必要はないですが、特に区長意見として出している、あるいは区側の意見ですかね、出している中で、先ほど触れられた低周波の騒音については、特に調べるつもりは今のところありませんというお話がありました。</p> <p>それに関連しまして、今回も計画されているアセスメントには、物質についてのモニタリングについては現状こうで、将来予測はこれぐらい出て、では、どれぐらいの影響が出るだろうというのをやられるというのは入っているのですけれども、不足しているのは、やっぱり人体影響として、既に今の焼却のレベルでどうい影響が地域にあるのかという視点が欠落していると思います。これは特に今回の計画だけではなくて、あらゆる計画がそういったものを盛り込んでいなかったというのがこれまでだと思いますけれども、そこはやはり一步踏み込んで、現状の焼却の量で、あるいは焼却の質ですね、プラスチックを昨年燃やし出して、そういったものの焼却量が1日これで、継続して燃やした場合の人体影響となると、これはある物質が基準以下だったからオーケーという話にはどうしてもならないと思います。</p> <p>ですので、裁判、訴訟になってから、後からレトロスペクティブ(回顧的)にこれはどうだったという、社会の負担を、経済的な負担もかけて、そこで争うのではなくて、あらかじめ、現状の焼却は今やっているわけですから、例えば、この計画にもありますが、周辺に非常に多くの小・中学校、あるいは幼稚園、老人施設ありますね、そういったところに対しての疫学的な調査を現状やっておくと。これにコストがこれぐらいかかるのであれば、どのぐらいかかるかというのを出されて、それをこの一組が持たれるのか、あるいは利用する区に、自治体に、将来的にもそれを続けていくとしたら、これだけかかりますというコストを負担してくださいと——清掃の費用としてですね——いうことを表明されるのか、そこから辺まで踏み込んで入れ込まないと、低周波の音ですら今はかられないという</p>

<p>会 長</p>	<p>ことをお話しになっている。そのスタンスですと、将来何かあったときの、要するに守りといいますか、保証が全くこちら側に対してもないし、運営される側にとっても、ひいてはコストもかかる、あるいは時間もかかる、信用も失われるということ、ありかねませんから、ないとは言えませんので、そういったところを盛り込まれるべきだと思います。</p> <p>ですので、今申しましたところ、まとめますと、例えば有機性の塩素、炭素、そういった物質の総量、今ですと各地の訴訟で争われている、清掃に関係するもの、あるいはリサイクルの施設に関係するもの、そういったところ出てきている、争点になっているような物質、あるいは総量の数値に関しては、あらかじめモニタリングにも入れられる。それから、人体影響はそういったものではかれませんので、実際の疫学調査をあらかじめやっておかれる。同じところで対象をとりながら、同じところで将来的にも、疾病の、あるいは疫学の調査は継続されると、それを盛り込まれる必要があると思います。それが大枠で一番感じるところですね。</p> <p>CO₂のことで言いますと、焼却灰を溶融されていますから、その率が、ここに出してあるような率になっていないと思いますけれども、通常でもどれぐらい溶融されているか。実際はあると思いますので、溶融するときの電力、ガス、それが世田谷でどれぐらいかかっている、杉並がこれだけの量を出せば、それだけ炭素、二酸化炭素は出ていますよというものも収支で入れないと、さっきのG委員のお話の、杉並がどれぐらいCO₂を出すことに貢献してしまっているのかという計算は成り立たないだろうと思いますから、埋め立ててメタンが出るというようなお話ありましたけれども、本来は全部灰溶融するという計画であれば、そこにかかるCO₂の排出量は出されるべきだろうと思います。</p> <p>では、今の問題、区のほうにも関係あるわけですが、区というのは、この知事に対する意見ですよ。前半部分だとアセスメントの、そういう建設後の問題というか、事後の問題ですよ。それで、どういうふうを書くのかというのは、今日、会議の担当、ご相談されて書かれたらいいと思います。</p> <p>それからあと、都の組合のほうは、今のご意見というのは尊重して、やはり検討していただければと思います。</p> <p>課長、何か。</p> <p>では、K委員。ほかの件もございますので、40分ぐらいには終わりにしたいと思っておりますので、よろしくご協力を。</p>
------------	---

<p>K 委 員</p>	<p>はい、できるだけ簡単に。質問1点と意見1点を申し上げます。</p> <p>1つの質問は、例えば資料2-2にございますが、建て替え後の工場の周辺からのごみの搬入、周辺区域から入ってくるということで、もう自区内処理という言葉は完全になくなってしまったのか、どうなのか。</p> <p>それから、当然、そうなった場合には付近住民の方の合意は取り付けられていると思いますが、実際に新工場が建設された場合に、どのくらいのごみ量というものを考えているのか。ということは、ここにもあるように、交通量の、自動車の車両が増える云々とかありますけれども、今までそういうのは余り発表されていないわけですよ。それが質問です。</p> <p>意見のほうは、この資料2-3にもありますけれども、今、皆さんのほうからいろいろな意見が出ていましたが、例えば工事の完了後、施設の稼働ということで、杉並区としては、〇と、☆がついたのが全部で7項目ございます。例えば「大気汚染」から、「悪臭」、「騒音」云々とか、最後のCO₂まで。一般区民はの中で、これだけ見たってわからないです。私たちもこれ読むのに非常に苦労しました。ですから、現状がどうなのかと、それから2つ目に新しい工場をつくった場合にどうなるのか、環境基準がどうなのだという、3つの簡便な見やすい対比をつくっていただきたい。</p> <p>これは、例えば先ほどもG委員のほうからもお話が出ていましたけれども、東京都の温暖化というのは、いわゆるCO₂の排出量というのは2020年までに2000年度対比で25%減らすということを目的にしているわけです。そうすると、今度果たして新工場ができた場合に25%CO₂減らしていただけるのかと、もちろんそれは絶対量の総体の中で考えていったらいいのか。それから、処理量が明確になっていないから私たちもわからない。処理量も教えてくれと言ったわけですがけれども、単位当たりのもので考えていったらいいのか。その辺も含めて、例えば今言った「温室効果ガス」についてはそういう考え方で、す、「大気汚染」についても、いろんな項目についていろいろありますけれども、それが現状と、将来こうするのだよと、環境基準こうだよと、環境基準に対してこんなに低いのだから安心していいのではないかということが、今後以降、稼働以降のトラブル防止にも、また工場としての目的設定というか目標にも大きく結びついてくるのではないと。それをやはり区民全体に訴えていくことが私は必要じゃないかと。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>担当課長</p>

一部事務組合担当課長	<p>自区内処理の原則はなくなったのかというお話ですが、当初、東京都のときに清掃工場ができたわけですが、そのときには自区内処理という観念がございました。今現在は、清掃一部事務組合、23区が構成をしているということで、共同処理というのが柱になっております。したがって、区を超えて協調していくというのが原則ということで、自区内処理は棚上げになっているという表現がいいのかなと思いますけれども、そういうふうな状況でございます。</p>
K 委 員	<p>それは、あの周辺の区民の方、皆さんにご了解をいただいていると理解してよろしいのですか。</p>
一部事務組合担当課長	<p>はい。この件については、平成15年の区長会で決定をしているという内容でございます。</p> <p>あと、ここら辺の予備炉を取りやめるということで、いろいろと地元の方々、代表の方々にご相談をさせていただきましたけれども、そこら辺の状況についても十分ご説明をさせていただいております。</p>
会 長	<p>はい、部長、どうぞ。</p>
環境清掃部長	<p>今の自区内処理の話に限って、ちょっと補足させていただきます。</p>
	<p>今、担当の課長からお話し申し上げたように、区長会で一定の確認をしてきたことは事実です。ですが、杉並区はこれまでの高井戸の清掃工場をめぐる幾多の歴史等々、その経過があるわけですが、その中で、当時としては画期的な住民運動によって勝ち得た自区内処理という大きな原則があると。それを私どもは基本的には大事にしていきたいと、区としてはそう考えています。ただ、もう一方では二十三区清掃一部事務組合があるように、一方ではそれぞれ各区が抱えている事情もあるものですから、その範囲内において、基本的には自区内処理というものを同時に取り入れていると。</p> <p>ですから、どの原則かと言われれば、その共同処理というものを今、一つのメルクマール（最終目的に達する過程において、進捗を確認するための目印）として共通の取り扱いをしていると。これはもう課長の言ったとおりですが、もう一方で、自区内処理というのは、ある意味では自分のところから出たごみを自分のところで処理をするという至極真っ当な発想の中で、杉並区としては、その考え方と、その趣旨というものを非常に大事にしていきたいと、そう考えております。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>K委員、よろしいですか。</p>

<p>K 委 員</p>	<p>苦しい立場はよくわかるのですけれども、もうひとつやっぱり、後で住民の方との間のトラブルなど発生させてほしくないのです。当然、私どもも、その清掃工場、解体する場合には、何年間かは杉並のごみというのはほかの区にお願いするわけですから、ほかの区の清掃工場解体してやる場合には当然、お返しと云ってはおかしいのですけれども、それをやらなくてはいけないということは十分理解していますし、だめだと言うつもりは毛頭ないのですけれども、その辺、やっぱり付近の住民の方のご理解、ご了解というものをいただいておりますと、ちょっと大変になるのではないかとこの心配があったものですから、そんな発言をさせてもらいました。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>では、あと一点だけ。</p> <p>今、その話はあるものですから、おっしゃる点は全くそのとおりで。ですから、地域の住民の方々の意向を聞いて、その上で区長会で決定したのかといえ、決して必ずしもそうではありません。あくまでも23区全体の共同処理をせざるを得ない、そういう事情の中で区長会のほうで決定してきたことは事実ですから、ただ、それを一つの基準としながらも、今後こういう建て替えに伴って、言ってみれば施設の更新期を迎えてくるのが順次出てきています。ですから、そのときにはお互いに助け合わないといけないことも、また一方では事実です。</p> <p>全体のごみ量を減らしながら、最終的には、いつできるかどうかわかりませんが、工場を1つ、2つと減らしていければ、将来的には極めて望ましい姿だろうと思いますが、いずれにしても地域の皆さんに迷惑をかけないように、その部分については杉並区で責任持って対応していきたい、そう思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、ほかにございましたら。よろしゅうございますか。</p> <p>では、私から一、二点。</p> <p>この報告書の55ページに練馬の地域気象観測所というのが書かれているのですが、そこの30年間の統計値が書いてあります。これ、どういう観測所なのか。</p>
<p>一部事務組合担当課長</p>	<p>これは気象庁の観測所ということでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>気象庁直属ですか。ちょっと違うのではないのかな。</p>
<p>一部事務組合担当課長</p>	<p>細かいところは今わかりかねますので、ちょっと調べたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>このデータはご覧になりました？ 表6-11。</p> <p>例えば最高、最低、4月ね、最高の平均になるわけでしょう、31.4度、それから最低がマイナス0.7度。これずっと年間で持っていて、年間39.5度、それから</p>

	<p>らマイナス6.1度という、これはデータでいえば、いわゆる極値というものではないですかね。</p>
環境清掃部長	<p>極値になっているのではないですか。最高気温と最低気温の月の記録としまして、それで年間の最高と最低記録とされています。</p>
会長	<p>はい。だから、こういったところで示すのは、そういう最高とか最低の平均値、月別の平均値、それから年間の平均値、こういうのが常識的ですよ。こういうの、めったに見たことないですね。私は、気象のほうをやっているのですけれども。これ何か、もうちょっと使える、使いようのいいようなデータに変えたほうがいいのではないですかね。これ見てびっくりしちゃって。</p>
一部事務組合担当課長	<p>表現の方法については工夫したいと思います。検討したいと思います。</p>
会長	<p>それから、先ほどG委員が言われたことですけれども、「自然との触れ合いの活動の場」と、それから、「生物・生態系」ということで環境影響評価項目として、わからないというようなことも含めながら言われたのですが、区のそういう意見の提出というか、その内容の中に、全体的な意見のところにも多少書いてあるのね。それで、評価項目としては、私もG委員の言われているのに大賛成ですけれども、ポジティブなそういう清掃工場ということで、森の中の工場であるとか、現状、木が生えているからいいと言ったって、大して生えていないですよ。森の中の工場にするとか、もっと意欲的な、それでそこを地域住民のレクリエーションの場にするとか。何か持っていき方が、同じものを横に流していけばいいということではなくて、加えてもいいと思うのですけれども。</p> <p>はい、課長、どうぞ。</p>
環境課長	<p>その「生物・生態系」の問題、あるいは緑の問題、要は区の行政計画の中でも、いろんなところで出てくる課題でもございます。そういったものを当然遵守していただくことということで、ある意味で言えば包括的に少しちょっと意見として述べられている部分もございますが、今ご指摘もいただきましたので、より具体的に、少しわかりやすく工夫をしていきたいと思っております。</p>
会長	<p>工夫していただければよろしいと思います。</p> <p>では、この件についてはよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>では、事務局のほうで、今日いただいたご意見というのを尊重されて、また補筆、加筆なりされればというふうに思います。</p> <p>いろいろありがとうございました。</p> <p>また、清掃一部事務組合の方々、短い時間にいろいろ難しい質問等もございま</p>

<p>環境課長</p>	<p>して、ご苦勞をおかけしまして、今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>では、組合の方々、退席されてよろしいでしょう。</p> <p>(一部事務組合 退室)</p> <p>では、引き続き会議続行しまして、報告事項、2というので「路上喫煙防止指導過料徴収の実績について」、環境課長、お願ひいたします。</p> <p>それでは、報告事項に入りまして、まず1件目でございますが、路上喫煙に対する指導状況について、簡単にご説明をさせていただきます。</p> <p>区では、区民の安全と環境美化の一層の推進を図るために、路上喫煙に対する指導・啓発をこの間進めてまいりました。また、ご案内のとおり、10月1日から路上禁煙地区——これは区内6駅周辺でございますが——において、違反者に対して安全美化条例に基づき2,000円過料の徴収を始めたところでございます。</p> <p>まず、路上喫煙に対する過料徴収についてでございますが、土曜、日曜、祝日も含め毎日、区の職員により6地区を徒歩で巡回をして行っております。</p> <p>また、過料徴収とは別に、区内全域において巡回車により、歩行喫煙の禁止及び喫煙マナーの遵守、これを呼びかけているところでございます。</p> <p>過料徴収の実績につきましては、上の表にございますとおり、11月15日までに現金による徴収で75件、また、現金の持ち合わせがないなど現金徴収ができなかった場合の納付書での扱いが30件ございました。この納付書の対応については、金融機関等を通じて納付の状況をチェックして、必要な場合には督促状を出すなど、債権の保全に努めてまいり所存でございます。</p> <p>次に、2のところでございますが、過料徴収の前後で、その効果を検証するために、「歩きたばこ調査」及び「吸い殻調査」を行いました。結果は、これも表のとおりでございますが、路上禁煙地区、ほぼ全域で歩きたばこの数が減少していることに加え、特に中杉通り、高南通り、高円寺、阿佐谷地区における吸い殻数については半減をしており、着実にその効果が出ているというふうに考えてございます。</p> <p>最後に、今後の課題でございますが、過料徴収の件数を見ても明らかなように、全体の約8割5分を占める高円寺、阿佐谷、荻窪地域、これに対して今後重点的に対策を講じていくということと、さらには、路上禁煙地域の周知が徹底されたことで、特にその周辺地域での指導・啓発、これが重要な課題となってきてございます。こういったところに力を入れてまいります。</p>
-------------	---

	<p>いずれにしても、路上喫煙については過料徴収後も毎日苦情・要望が寄せられてございます。このような区民の声を十分に踏まえて、さらに対策を強化してまいります。</p> <p>大変簡単ですが、私からは以上でございます。</p>
会 長	<p>はい、わかりました。</p> <p>では、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。</p>
M 委 員	<p>はい、M委員。</p> <p>意見です。</p> <p>僕は吸わないのでよくわからないのですが、JTのタバコには「路上で喫煙するな」ということは書いてありますか、パッケージに。</p>
環 境 課 長	<p>タバコにですか。私も吸わないのですが。</p>
M 委 員	<p>今、タバコを持ってられる方はいらっしゃらない。</p>
環 境 課 長	<p>書いていないと思います。</p>
M 委 員	<p>そうですか。ただ、CMでは盛んにJTはやっていますね、路上禁煙、マナーを守りましょう。それだけJTのほうはお金をかける気はあると、そういったことですね。守っていないのは、要するに不良なユーザーだと考えると、その不良なユーザーを出しているのはパッケージにも書いていないメーカーの側の責任でも当然あるわけですが、もし書いていなければですね。</p> <p>ということなので、例えば、これで回られていると非常に費用負担が区に生じているということですよ。そういったものをJTに請求されるようなことを考えたほうがよろしいのっではないか。まじめにです。</p> <p>要するに、それは生産者責任なのではないかという。路上禁煙の地帯減ったからいいわけでは全くないですものね。要するに、吸う人がみんな吸わないように、外で吸わないようにするのに、もうあらかじめタバコ代に反映していただきたいという意見です。質問ではありません。意見です。</p>
会 長	<p>R委員。</p>
R 委 員	<p>今のご意見には直接関係ないのですが、この毎日巡回しているという時間とか、あるいは、一定か、あるいは適して当然に時間帯をずらしているのかとか、いろいろな方法があると思うのですが、その辺の基準というのはどのようになっているのでしょうか。効果が、その時間帯によってかなり違うと思うのですが、以上です。</p>
会 長	<p>環境課長。</p>

環境課長	<p>時間帯については、余りオープンには実はしていないのですが、なるべく、駅前ですから、人の集まる時間、例えば通勤客が駅に向かう時間ですとか、あるいはまたお帰りになる時間等もパトロールを続けています。もちろん昼間の時間帯もやっていますので、そういった意味で、あらゆる時間でそういったパトロールをしています。</p> <p>地域についても、6地区ありますので、それぞれの課題に応じて、その頻度を変えたりですとか、そういった工夫はしてございます。</p>
R 委員 会長	<p>よろしくをお願いします。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>では、お聞きしたことにいたします。</p> <p>次に3、「環境博覧会すぎなみ2009」の実施結果等について、環境都市推進課長、お願いします。</p>
環境都市推進課長	<p>「環境博覧会すぎなみ2009」の実施結果等について報告いたします。</p> <p>委員の皆様には「環境博覧会すぎなみ2009」にご出展、またはご来場いただき、まことにありがとうございました。</p> <p>結果につきましては、資料にございますように、昨年より約500名多い方々にご来場いただきました。</p> <p>今年の特徴ある事業としましては、資料、5の「主な特色」にございますように、「地球温暖化を考える」集いの、地球温暖化について見解の異なる学識経験者お二方の講演と区長を交えたパネルディスカッションにより、区民の方々にさまざまな学説を聞いて考えを深めていただくイベントの開催や、電気自動車の展示、天然ガス車、三人乗り自転車、デンマーク製二人乗り自転車のように、環境に優しい乗り物の展示などを行っております。</p> <p>その他としまして、すぎなみ環境賞で、環境への配慮とごみの減量を主眼とした表彰を行っております。詳細については裏面のとおりでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>では、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>T委員、どうぞ。</p>
T 委員	<p>質問ですけれども、今年度は高井戸で環境博ができましたけれども、清掃工場の建て替えに伴って地域区民センター改修工事が始まるということですが、そのときに、来年度以降の環境博覧会のご予定が今のところ、どのように区のほうではお考えになっておられるのか。方針は決まっているのか。その辺のことをちょ</p>

環境都市推進課長	<p>つとお聞かせ願えたらと思います。</p> <p>区としては、予算もございますので、まだ決定ということではございません。</p> <p>が、一昨日、実行委員会がございまして、高井戸は環境問題の杉並の原点であるということで、区民センターが使えない期間はお休みをしようということを実行委員会のほうでは決定してございます。</p>
会長 K 委員	<p>では、K委員、どうぞ。</p> <p>同じことです。私も実行委員やらせていただきましたので、そういう話がありましたから、まだお聞きになっておられない方がおられるでしょうから、おっしゃっていただいたらということで手を挙げたわけです。</p>
会長	<p>ほかにはございますか。</p> <p>では、この「すぎなみ2009」の環境博覧会につきましては、以上で終わりにさせていただきます。</p> <p>また、関係者の皆さん方もいろいろご協力いただきまして、ありがとうございました。またよろしく願います。</p>
清掃管理課長	<p>4番目の「資源持ち去り行為者の公表について」、清掃管理課長、お願いいたします。</p> <p>よろしく願います。それでは、私から資源持ち去り業者の公表等についてご報告させていただきます。</p> <p>このたび、条例に基づきまして刑事告発者4名を含む10名の資源持ち去り業者の氏名等を公表いたしましたので、ご報告です。</p> <p>まず、公表の概要ですが、公表者10名は裏面に名簿を載せてございますが、氏名のほかに住所、違反の日時、場所、違反の内容を記載しまして、区役所の告示板や区の公式ホームページ、及び清掃関係施設、並びに区民事務所、図書館にて、11月4日から12月3日まで公表いたしました。</p> <p>公表者10名のうち、刑事告発者につきましては公表事項に、若干色が薄いのですが、4名おります。番号で言いますと3番と8番と9番と10番、この4名については刑事告発をしているところでございます。このうち3名につきましては、11月25日、条例違反で起訴したとの通知を東京区検察庁から受けているところでございます。</p> <p>なお、本日の資料の公表名簿につきましては、公表期間が経過しておりますので、個人情報の扱いとしまして、実際に公表したものと一部記載は異なっているものでございます。</p>

<p>会長</p>	<p>2番目としまして、11月30日、先月末までの現在の警告書と禁止命令書の交付件数を記載しております。改正条例を施行しまして以来、資源の早朝回収や監視パトロールの強化、並びに条例違反者に対する2回の刑事告発、氏名等の公表などの取り組みによりまして、交付件数を見ていただくとわかりますが、昨年度と比べて激減をしております。一方、資源持ち去り行為の根絶を目指してこれまで取り組んできましたが、深夜から早朝における資源持ち去り行為や、いわゆる持ち去り行為を繰り返す常連への対応など、解決すべき幾つかの課題が見えてきているのも事実でございます。</p> <p>今後は、これらの課題に取り組むとともに、引き続き区民の皆様のご協力を得ながら、資源の持ち去り行為者に対しては条例に基づき厳正に対処していきたいということでございます。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>M委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>何かございますでしょうか。</p> <p>はい、M委員、どうぞ。</p> <p>条例の制定に反対した立場もあるので、質問、意見ですけれども、まず、今この区の回収分について、こういうパトロールを、あるいは告発されて、集団回収のほうのものの持ち去りというのは、増減はどのような様子なのかというのが質問の1点ですね。</p> <p>それから、意見としては、もちろんこういった規制というのを刑事的な懲罰という形でやることには相変わらず反対で、各地でそういったことへの反対の意見や運動もあるというのは情報としては得ているところでございますけれども、起訴された方がどうなるのか、その辺も見ていきたいとは思いますが。</p> <p>質問の2番目は、前から小出しにちょっとお話が出るのですけれども、こういった収集についての収支ですね。金銭的なコストと入りの面、これを年度で、去年こうで、今年こうでしたと、回収がどうで、単価がどうで、どれだけかかりましたと、どれだけ入りましたというのをお出しいただきたいというのと、この間のこの行為を撲滅するのに物すごくコスト、人件費もハードも使われていると思いますので、それを予算と実績ということで見せていただきたい。質問、要望ですね。開示ができる範囲で、どれぐらいの費用をかけて、こういう道徳の教科書のようなことをやられているのか。それが高いのか安いのか、それは検証すべきだろうと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。</p>

<p>会 長 清掃管理課長</p>	<p>では、課長。 持ち合わせている資料の中でご説明をさせていただきます。 まず、集団回収の件でございますが、条例が改正されて以降の5月から10月までの新聞回収の量についての比較でございます。新聞につきましては、20年度につきましては185万5,000キログラム、21年度につきましては170万7,000キログラム、約14万7,541キログラム、去年よりは減をしているところでございますが、20年度につきましては、かなり金額が、いわゆる売却単価が高いということで、かなりの持ち去り業者がおりました。それで、回収量については減っていると思われませんが、21年度につきましては条例により、持ち去り業者の対応をしてございますので、新聞や広告の発行自体が減っている中で、このぐらいの回収量を得ているということは、それなりの効果があったのではないかというようには認識しているところでございます。 次に、起訴された告発者につきましては、まだ状況については把握してございません。 いわゆる予算、実際にかかった経費でございますが、パトロールに関する経費につきましては約1,000万円、人件費、パトロールの監視員につきましては約500万円、新聞回収袋につきましては250万円ですね。計1,750万円、21年度の予算では計上しているところでございます。 あと、収支につきましては、ちょっと手持ちの資料がございませんので、もし後ほどよければお渡ししたいと思います。失礼します。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにございますか。よろしいですか。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>はい、U委員、どうぞ。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>ちょっと教えていただきたいのですが、この名簿を見ますと、足立区が結構多いと。そうしますと、足立区のほうでは持ち去りの規制が厳しいということから他のほうへ流れてきているのではないかなと私は推測するのですが、足立区の持ち去り規制の罰則といたしますか、それはどういうふうな形になっているの、あるいは任意だとかですね。 それから、これらの違反者が杉並区で発生しているということ、足立区等のほうに報告といたしますか、連携を密にして、この状況というものを相談しているというかな、情報を流しているかどうか。その辺、お願いします。</p>
<p>会 長 清掃管理課長</p>	<p>はい、どうぞ。 足立区の在住が結構いるということでございますが、足立区の規制、いわゆる</p>

	<p>当区のような条例制定はしているところではございません。</p> <p>足立区の関係の部署と話をしているかでございますが、情報交換につきましては随時やっているところでございます。</p>
会 長	<p>ほかにもございますか。</p>
F 委 員	<p>はい、F委員、どうぞ。</p>
F 委 員	<p>すみません、数字の確認ですが、2の「警告書・禁止命令書の交付件数」というところで、「21警告書」の欄の数字ですが、4月、206になって、合計43と、全然数字が合わないのだけど、これ、何かの間違いではないですか。</p>
清掃管理課長	<p>この書類の見方ですが、4月の206につきましては条例の施行前の件数でございます。5月1日に改正条例が施行しておりますので、1段落として条例施行後の件数を書いて、比較をしているというような表の見方でございます、わかりにくいという。</p>
F 委 員	<p>だったら括弧しておかないと、一緒に見てしまうと、数字が違うようになるではないですか。</p>
清掃管理課長	<p>わかりました。</p>
F 委 員	<p>紛らわしいから、こういうの、細かいことだけど、注意してくださいね。</p>
清掃管理課長	<p>はい。</p>
F 委 員	<p>はい、わかりました。</p>
会 長	<p>今日、何か差しかえになっているのではないですか。</p>
F 委 員	<p>この数字が違って、206になって、合計の欄43になっているので、4月は施行前のだから、これは括弧しておかないと紛らわしいです。全然違う。これと、前にもらったものと違うわけです。訂正していないからわからない。</p>
F 委 員	<p>はい、わかりました。いいです。</p>
会 長	<p>ほかにもございますか。</p>
F 委 員	<p>はい、どうもありがとうございました。</p>
F 委 員	<p>では、5番目の「杉並区みどりの基本計画への取組みについて」、みどり公園課長、よろしく申し上げます。</p>
みどり公園課長	<p>私から、「杉並区みどりの基本計画」の改定の取組みについて報告させていただきます。</p> <p>平成11年に策定され、17年に改定された「杉並区みどりの基本計画」、これまで運用をしてきましたが、社会状況の変化であるとか、都市緑地法の具体的運用方針が整備されてきたり、平成19年度の「みどりの実態調査」の結果を反映した</p>

	<p>見直しが必要であることから、今年度、「みどりの基本計画」の改定に取り組んでいるところでございます。その件についてご報告させていただきます。</p> <p>改定の方針としては、1点目は、下の「みどりの基本計画の位置づけ」という図にありますように、「まちづくり基本方針」を上位計画として、環境基本計画、景観計画等と整合を図った計画としてまいります。</p> <p>2点目は、目標年次を区制施行100周年でございます平成44年を将来目標とした上で、現行計画の目標年次でございます平成30年度を中間年次としてまいります。</p> <p>3点目は、「みどりの実態調査」の結果をもとに、施策の体系を検証してまいります。</p> <p>4点目として、土地緑地法における緑化地域制度等を検討し、実効性のある計画としてまいります。</p> <p>5点目としては、近年、屋敷林等が失われている中で、その保全方策であるとか、みどりの基金の活性化等を検討して、計画に反映してまいります。</p> <p>6点目としては、接道部緑化率につきましては、19年度の調査で目標でございました20%を超えて23%となりましたので、今回の計画の中で目標値を見直した上、生け垣や壁面緑化等の施策のさらなる充実を図ってまいります。</p> <p>進め方につきましては、学識経験者及び区民で構成する「杉並区みどりの基本計画検討委員会」を設置して、現在検討を進めているところでございます。検討委員会の委員長は当審議会の会長にお願いして、D委員にも委員として参画していただいております。あと、アドバイザーとして国と東京都の緑化担当の方をお願いし、助言をいただいているところでございます。今後は、検討委員会の提言をもとに改定計画案を作成し、区民意見の提出手続を経て、22年度前半には計画案をまとめて公表していく予定でございます。改定の計画案の内容につきましては当委員会でも、まとも次第、ご意見をいただいく予定でございます。私からは以上でございます。</p>
会 長	ありがとうございます。何かご質問等ございましたら。
清掃管理課長	では、ありがとうございました。
会 長	委員長、すみません。M委員の収支の関係が出ましたので、よろしいでしょうか。
清掃管理課長	はい、どうぞ、では。失礼いたしました。

	<p>19年度と20年度の決算ベースで収支の関係をお知らせいたします。</p> <p>まず、新聞だけの資料はございませんので、古紙全体の経費としましては2億7,500万円余、これが19年度の経費でございます。それと、これに対する売却額でございますが、1億4,500万円余でございます。差し引き1億3,000万円余、1トン当たりの経費につきましては6,968円ということでございます。</p> <p>これと比較しまして、20年度の決算でございますが、経費につきましては2億9,500万円余、収入としましては1億9,300万円余、差し引き1億200万円、1トン当たりの経費は5,585円、売却額が伸びてございますので、その分、経費としては圧縮されているというような状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>では、あと4の「その他」ということで、環境課長。</p> <p>大分長時間になってございます。大変恐縮でございますが、1点だけご報告をさせていただきたいと存じます。</p> <p>過日、9月の当審議会でもいろいろご議論いただきました環境基本計画の策定についてでございます。9月の審議会では、委員の皆様方からたくさんご意見をいただきました。これを踏まえて現在、庁内において策定作業を進めてございます。</p> <p>ただ、その後、国においては政権が変わりまして、新政権によって環境政策につきましても、地球温暖化対策を中心に、大きな方針が定められてございます。このような国の方向性は、ともすると自治体の環境施策にも大きな影響を及ぼすということもございますので、策定中の環境基本計画につきましても、今後の国の動向、とりわけ22年度の政府予算、及び新たな法制度、さらには税制なども踏まえまして、検討が必要であるというふうに考えてございます。</p> <p>当初、9月に委員の皆様にお示ししたスケジュールよりも、策定がおくれてございます。いずれにしましても当該計画につきましては、審議会委員の皆様方のご意見、及びまた幅広くパブリックコメントにより、区民意見を反映させた上で策定をまいります。</p> <p>この間、審議会を開催する機会もなく、報告がおくれたことをおわび申し上げます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、今後、よろしく申し上げます。</p> <p>では、最後に次回の開催予定ということで。</p>

環境課長	<p>では、引き続き環境課長から、第40回審議会でございますが、年が明けまして1月の開催を予定してございます。今のところ、候補日といたしましては、1月18日、月曜日の午後、あるいは1月20日、水曜日、午前あるいは午後という形で考えてございますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>では、皆さん方のご都合をお聞きします。 ご都合の悪い方、恐縮ですが、挙手、お願いいたします。</p>
F委員	<p>私は18日にお願いしたいのですが。</p>
会長	<p>18日の午後、ご都合の悪い方。 (該当者挙手) 4人ですね。 1月20日の水曜日午前、ご都合の悪い方。 (該当者挙手) 20日の水曜日午後、ご都合の悪い方。 (該当者挙手)</p>
F委員	<p>午前午後、悪いです。午後悪いです。1日悪いです。</p>
会長	<p>では、恐縮でございますけれども、一番少ない日として1月20日の午後、お願いしたいと思います。14時からということですか。</p>
環境課長	<p>はい。では次回、第40回環境清掃審議会、平成22年1月20日水曜日午後2時からということでお願いいたします。 場所等につきましては、また後日ご連絡を申し上げます。 ありがとうございました。</p>
会長	<p>これもちまして、すべて報告事項等、終わりにになりました。 では、これもちまして、第39回の杉並区環境清掃審議会、閉会といたします。どうもご熱心にありがとうございました。</p>